

第19回 地方法人課税のあり方等に関する検討会

2014年10月3日

地方法人課税のあり方等について

東京都税制調査会

会長 横山 彰

1 地方法人課税の意義

地方法人課税の意義

平成25年度 東京都税制調査会中間報告(平成25年11月)(pp. 12-13, p. 24)

- 地方自治体が住民に対し説明責任を果たしつつ、地域の実情に応じて事業を実施していくためには、役割に見合う権限と自主財源が必要であり、とりわけ地方税の充実が不可欠である。
- 我が国地方自治体の役割が諸外国に比べて大きいことなどを踏まえると、税源が全国に普遍的に存在し、税収規模の大きい基幹税を国税と地方税で分かち合うことが適当である。
- 地方税は、「応益性」、「安定性」、「普遍性」等を備えるとともに、需要の増加に対応できるよう、地方税全体としてある程度の「伸張性」を兼ね備えることも重要である。
- 地域には、そこに住む人のほか、生産活動に従事する人、消費活動を行う人がおり、それぞれ当該地域の公共サービスを受けている。地方税においても、所得循環の生産、分配、支出という三つの局面でバランス良く課税すること、すなわち事業税（生産局面）、住民税（分配局面）、消費税（支出局面）等を組み合わせて課税することが望ましい。
- 法人事業税・法人住民税は、地方自治体にとって不可欠な基幹税であり、他の税とバランス良く組み合わせながら、引き続きその役割を果たしていくことが適当である。

2 法人事業税の暫定措置・法人住民 税の一部国税化について

法人事業税の暫定措置・法人住民税の一部国税化について

平成25年度 東京都税制調査会中間報告(平成25年11月)(p. 5, p.35,p.39,p.41)

<法人事業税の暫定措置>

- 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、受益に対する負担という地方税の原則に反しており、地方分権の流れに逆行している。
- 暫定措置は、課税標準とは無関係な指標である人口を用いて法人事業税を再配分するものであり、課税権との対応関係が崩れているため、地方税としての性格が失われてしまっている。
- 地方法人特別税及び同譲与税を撤廃・復元し、真の地方分権の実現に向け、地方の役割に見合う地方税財源の拡充という原点に立ち返るべき。

<法人住民税の一部国税化>

- 法人住民税が都道府県だけでなく市町村の基幹税の一つであるという事実を無視し、偏在の是正という観点のみに基づいて地方の税源を国税化することには（地方分権の流れに逆行し）合理性・正当性がない。

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで実現できるものであり、そのためには、国から地方への権限と財源の移譲が不可欠である。

しかしながら、国は、平成26年度税制改正で、消費税率10パーセント段階においては、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を廃止するとしたものの、地方税への復元に言及しないばかりか、これに代わるほかの偏在是正措置の導入を検討し、併せて地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を更に進めるとした。これらの措置は、地方分権の流れに逆行するものであり、地方税の拡充につながらないばかりか、地方の自立そのものを妨げるものである。

(中略) 現在、地方自治体は、教育や産業振興、社会資本の整備や維持更新等、幅広い行政サービスを担っており、都においても、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた万全の準備や、少子高齢化への対応、防災力の強化、産業振興など膨大な財政需要が存在している。こうした中、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題を根本的に解決するには、限られた地方財源を地方間で奪い合うのではなく、地方税財源全体の充実・強化を図ることが重要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、不合理な偏在是正措置である地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃し、地方税として復元するとともに、真の地方自治の実現に向け、地方が担う権限と責任に見合った、総体としての地方税財源の拡充に取り組むよう強く要請する。

(参考) 地方公共団体間の財政力格差の是正についての意見 (平成19年11月16日 地方財政審議会)

- 地方税収の偏在是正に関し、偏在の原因は地方法人二税にあることから、その税収を地方税のまま、地方公共団体間で人口等の基準で水平的に配分すべき、との主張がある。地方法人二税は地方公共団体に存する法人に対して、当該団体が提供する行政サービスとの受益関係に着目して課税する地方税である。
- 地方税としての法人課税である限り、課税対象となる法人の支店や工場等の恒久的施設が存在しない地方公共団体には、課税権は存在し得ず、税収が帰属することはないことから、こうした主張(「税収を地方公共団体間で水平的に配分すべき、との主張」：括弧内追記)は理論上成立し得ない。
- 地方税についてこのような配分を行えば、地方税の根本原則である受益と負担の関係を完全に分断するばかりか、企業誘致など税源涵養に努力している地方公共団体が報われず、地域振興へのインセンティブや、納税者による行政監視の機能を損ないかねないことなどにも留意すべきである。

(参考) 与党税制改正大綱の決定を受けて (平成19年12月13日 全国知事会)

今回示された地方法人二税の税収偏在の是正策は、地方の深刻な財政的窮乏対策、大都市と地方の共栄に向けての重要な措置であると考えている。

さらに大綱では、地方分権改革や地方の歳出構造の変化等を念頭に、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築していくとの方向性ととも、地方消費税を充実していくこと等が明記された。これは、我々地方が求めてきた方向と一致するものであり高く評価したい。

(中略) 税収偏在の是正方法については、我々が求めた地方の法人二税と消費税の交換方式が採られず、暫定的とはいえ、法人事業税の一部を国税化し再配分する方式が採られることとなった。この点は、地方税を充実するという地方分権の基本方向からみて問題であり残念である。

新設の地方法人特別税は、目的実質は地方の税である。税制の抜本的改革の際は、速やかに地方税として元に復すべきものである。

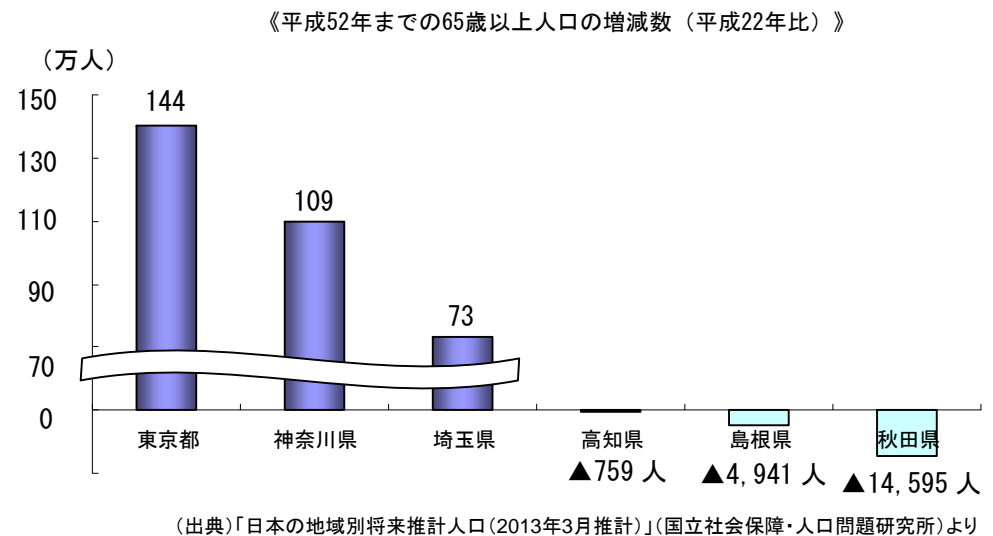
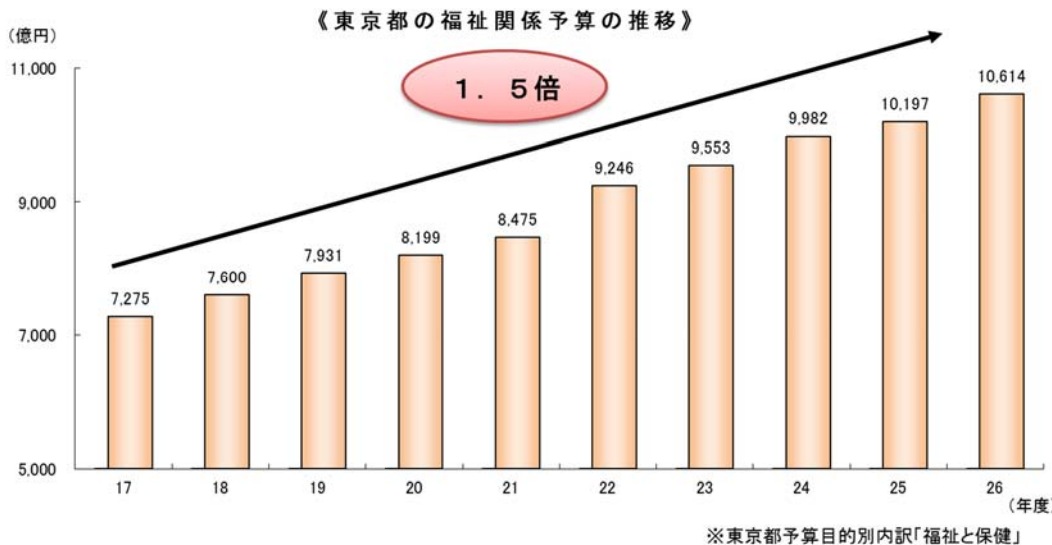
地方財政の危機的状況をもたらした地域間の財政力格差を拡大させた最大の原因は、地方交付税の大幅な削減である。大綱の中では、地方再生・地域活性化のための地方交付税特別枠の創設も明記された。政府におかれては、本来の財源保障・財源調整の機能の回復を図るべく、地方交付税の復元・増額を行うよう強く求める。

地方消費税の引上げに伴う地方間の財政力拡大について

地方法人税は、地方消費税の引上げにより、交付団体においては増収分が地方交付税の減となって相殺される一方、不交付団体では財源超過額の増となり、地方公共団体間の財政力格差がさらに拡大するとの理由から創設されたもの

東京都には、膨大な社会保障需要が存在しており、国等が一方的に社会保障経費を算定し、生じるとする不交付団体における実質増収は実態を表したものであるのではない。

- ① 東京都の福祉関係予算は10年間で1.5倍、年平均330億円のペースで増加
- ② 東京都の高齢者人口は、平成22年の268万人が平成52年には412万人と144万人増加する見込みである。
- ③ 高齢者人口の増加により、介護給付等に係る負担は今後も増加が見込まれる。
- ④ 東京都の高齢者人口の増加率は地方圏を大きく上回っており、高齢化対策経費の増が見込まれている。
- ⑤ 保育所入所待機児童は、都市部に集中し、東京都が全国の約4割を占めており、今後も保育サービスの整備が必要。
- ⑥ 保育所、特別養護老人ホームなどの施設整備に必要な用地取得には、地方圏の10倍ものコストが必要。



3 税源の偏在性についての認識

税源の偏在性についての認識

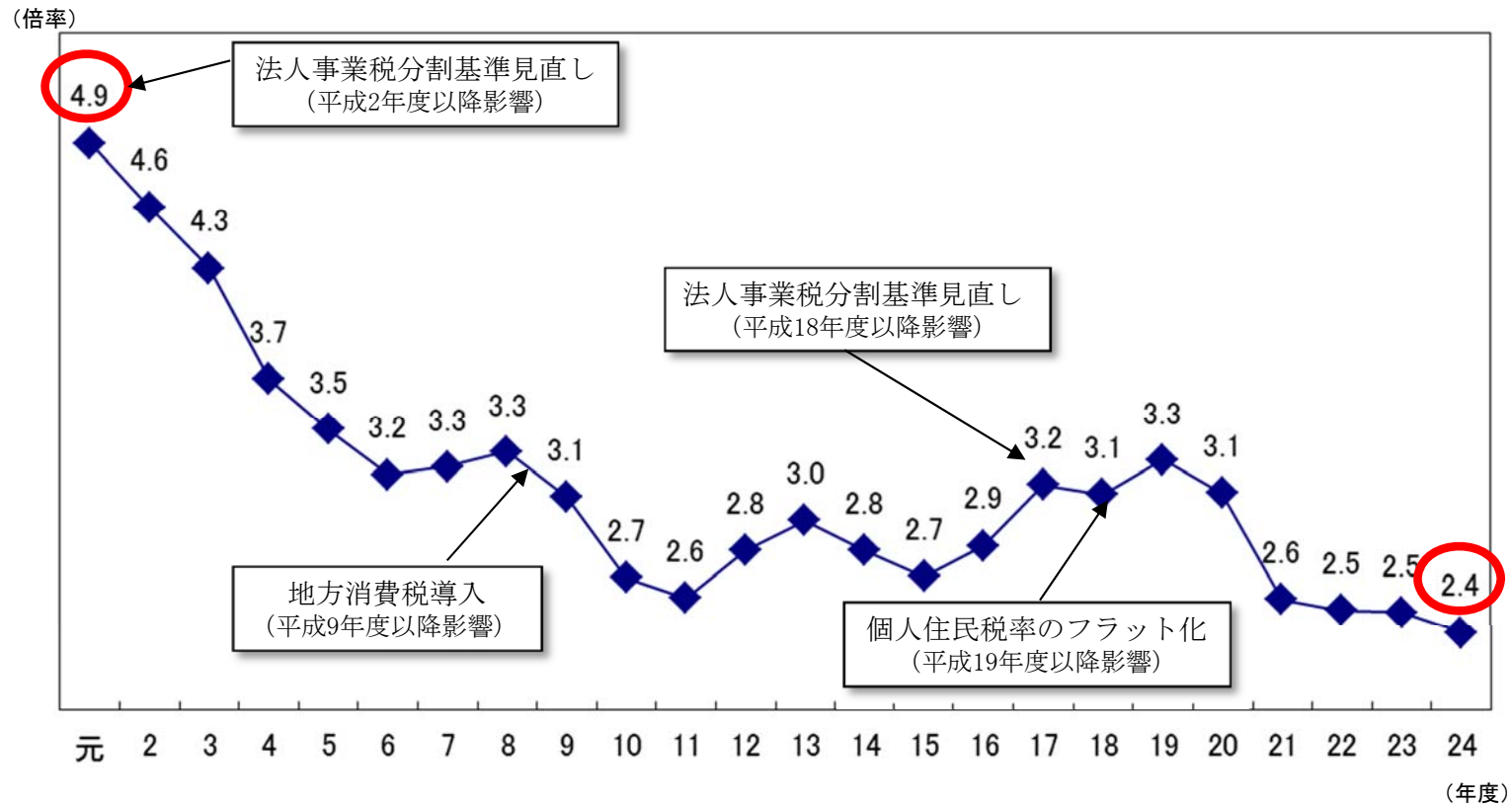
平成25年度 東京都税制調査会中間報告(平成25年11月) (pp. 35-37,p.41)

- 各都道府県の人口一人当たり道府県税収額の最大値を最小値で割った値（以下、最大／最小）を見ると、平成17年度は3.16倍、変動係数が0.22であったが、平成23年度では最大／最小は2.50倍、変動係数は0.16となっており、直近では暫定措置導入前ほどの税源偏在は存在していないといえる。
- 暫定措置を撤廃・復元し、地方消費税の税率を引き上げた場合の最大／最小は2.49倍、変動係数は0.16とされ、現行より偏在は拡大しない。（平成23年度ベース）
- 首都である東京には、全国の大企業の4割近くが所在し、全国の従業員の約15%が働くなど経済機能も集中しており、税収は一定程度集中する必然性がある。
- 税収が行政サービスの経費に充てられる以上、自治体が実施する行政サービス（＝財政需要）の大きさを考慮に入れる必要がある。
- 個別の税目ではなく、地方税制全体、地方交付税制度等も含めた観点で是正すべき偏在とは何かを住民に明確に説明できなければ、地方税の信頼性が損なわれる。

税源の偏在とは ①

○ 地方税収の偏在度は中長期的に縮小傾向にある。

《人口1人当たり税収額の偏在度の推移 最大（東京）／最小の倍数》



※税収額は、道府県税であり、地方法人特別譲与税は含まない

▶ 現状では、暫定措置導入時ほどの税収の偏在は存在していない。

税源の偏在とは ②

○ 税収の偏在度は、暫定措置導入前の水準を下回っている。

《法人事業税の暫定措置導入判断時と地方消費税引上げ後における税収偏在の状況（試算）》

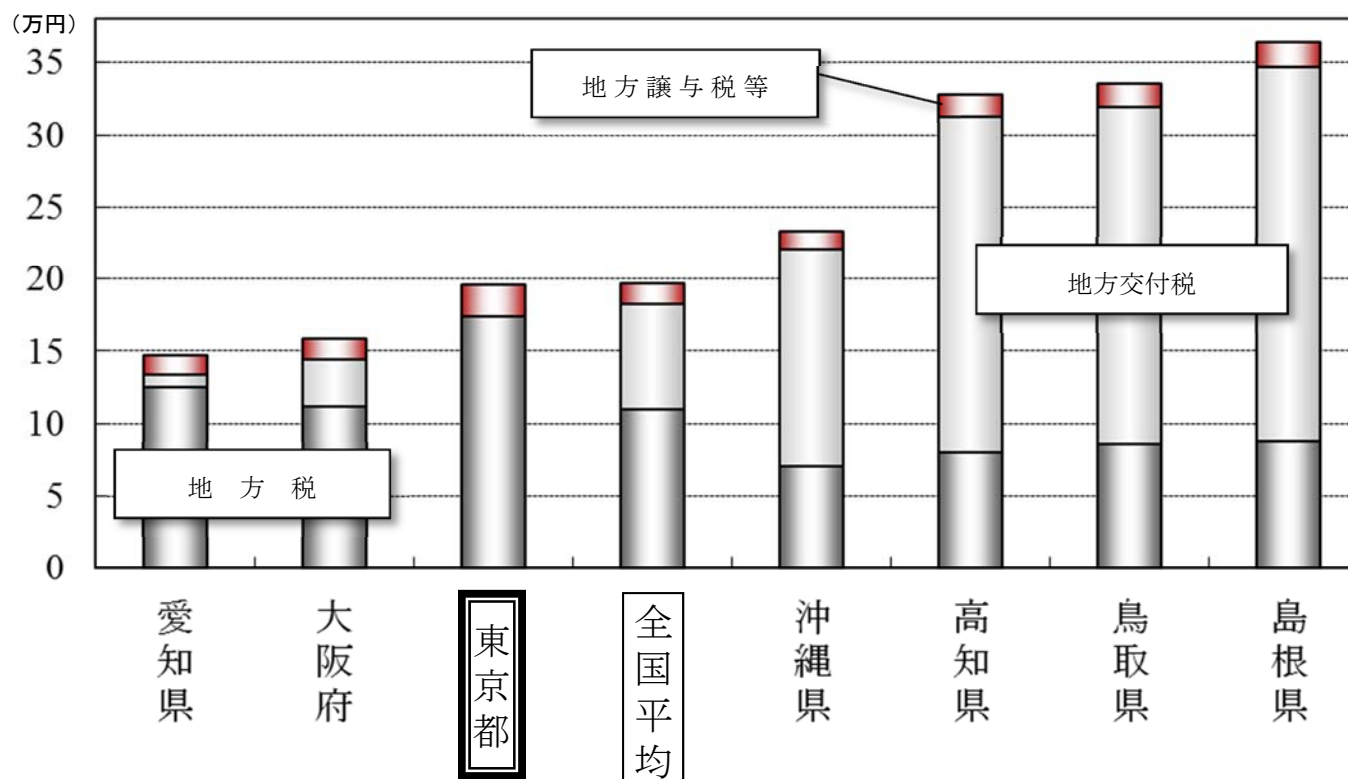
		17年度 (暫定措置 導入判断時)	24年度	暫定措置 撤廃・復元	消費税率8%段階 地方消費税率 引上げ(1.7%)	消費税率10%段階 地方消費税率 引上げ(2.2%)
人口 1人当たり 道府県税収	最大(東京都)	219,360円	179,184円	210,638円	230,494円	244,676円
	最小(沖縄県)	69,347円	71,462円	79,118円	89,676円	97,218円
	最大/最小	3.16倍	2.51倍	2.66倍	2.57倍	2.52倍

- ▶ 偏在性の小さい地方消費税が拡充されることにより、地方間の税収格差は、法人事業税の暫定措置導入前より縮小しており、さらなる「他の偏在是正措置」を検討する根拠が明確でない。

税源の偏在とは ③

- 地方交付税等による財政調整後の一般財源ベースで見れば都は平均以下。

《人口1人当たりの一般財源(平成24年度決算・都道府県)》



- ▶ 税収の偏在は、地方交付税で調整を行うべきであり、既に地方交付税により、人口1人当たりの一般財源ベースでは、十分に調整がなされている。

税源の偏在とは ④

○ 法人関係税収は人口1人当たりで比較すべきでない。

法人事業税は、法人の事業活動と行政サービスとの受益関係に着目した税であり、人口一人当たり税収ではなく、その事業の規模を表す法人の従業者等で比較すべき。

《法人事業税の人口一人当たり税収と従業者一人当たり税収の比較(平成24年度)》(東京都試算)

	最大	最少	最大/最小
人口一人当たり税額 (全国平均を100とした指数)	東京 236.8	奈良 41.2	5.8
従業者一人当たり税額 (全国平均を100とした指数)	東京 156.6	高知 53.3	2.9

▶ 他税目と比較して、東京に法人事業税が特別に集中しているとはいえない。

※ 他の税目における人口一人当たり税額

(全国平均を100とした東京の指数)

(最大/最小の倍率)

個人住民税：159.7、固定資産税：158.6、地方消費税：138.6

個人住民税：2.7倍、固定資産税：2.3倍、地方消費税：1.8倍

あるべき地方税財政制度改革

平成25年度 東京都税制調査会中間報告(平成25年11月) (pp. 40-41)

- 我が国の財政状況は、国、地方とも極めて厳しい。このような状況において、国と地方自治体、あるいは地方自治体間における財源の奪い合いを続けることは、本質的な問題の解決にはならない。また、地方自治体間の小手先の方法に頼った財政調整は、税收確保に向けた各自治体の自助努力を阻害してしまう可能性がある。
- 今必要なのは、行政の無駄を徹底的に見直すとともに、国民の理解を得て税收のパイそのものを拡大し、必要な財源を確保すること、中長期的視点に立った産業政策等により地域の活性化を図り、経済格差そのものの縮小を図っていくことである。
- 今後、増大する社会保障支出等を踏まえれば、各地方自治体の財政需要に見合った財源の確保が必要であり、他方で、地域のニーズに合ったサービスを効率的に供給できるような自立分権型の税財政制度の構築が求められている。
- 地方の役割を支える安定的な財源確保のため、地方税・地方交付税等を合わせた総体としての地方税財政制度について、充実を図っていくべきである。

日本経済の成長を牽引することが東京の使命

舛添知事所信表明演説(平成26年9月17日 平成26年第三回都議会定例会)

国際社会で都市間競争が激化する中、東京対地方という内向きの発想では日本の発展は望めません。地方創生担当大臣とも、東京と地方がともに元気にならないといけないという考えで一致しました。この国を成長軌道に乗せるためには、2020年のオリンピック・パラリンピックを梃子に、地方の魅力と東京に集まる富や知恵とが結びついて相乗効果を発揮することが必要なのであります。

- 1 日本経済の再生には、その牽引役である東京の国際競争力を高め、より多くの富を生み出していくことが重要
- 2 東京がその活力を高め、日本全体を牽引していくためには、取り組むべき課題が山積
 - 交通渋滞の解消、環境改善などの観点から環状道路をはじめとした都市インフラの整備
 - 羽田空港の更なる空港容量の拡大・国際線の増枠に向けた取組
 - 自然災害のリスクに対して、万全の備えを講じ、首都機能を維持していく取組
 - 老朽化したライフラインや都市施設の維持・更新を進め、都市の防災力を向上し、安全な都市を実現していく取組など
- 3 東京への投資は、ひとり東京だけが利益を受けるものではなく、その効果は全国に波及
 - 東京の道路などの都市インフラ整備による便益は、広く全国に及ぶ
 - 東京への外国人旅行者の増加は、日本全体への旅行者の増加に繋がる
 - 首都の治安を守る警察業務は、日本全体の社会機能の維持にも寄与 など
- 4 2020年東京オリンピック・パラリンピックは東京、そして日本の魅力を世界に発信し、日本再生へとつなげる起爆剤となるもの

4 法人実効税率の引下げについて

法人実効税率の引下げについて

平成25年度 東京都税制調査会中間報告(平成25年11月) (p. 24-)

- 実効税率が高い理由は諸外国に例の少ない地方法人所得課税によるものとする意見がある。しかしながら、我が国は地方自治体が担う公共サービスなどが諸外国と比べて大きいという特徴があり、その果たしている役割の大きさも考慮する必要がある。
- 法人事業税・法人住民税は、地方自治体にとって不可欠な基幹税であり、他の税とバランス良く組み合わせながら、引き続きその役割を果たしていくことが適当である。
- 国の政策が、地方法人課税へ及ぼす影響が懸念される。地方法人課税が地方の財政需要を賄うため、公共サービスを受ける法人に課税している趣旨に鑑みると、国による政策の影響については、国の責任で対応すべきである。

国・地方の一般政府支出(対GDP比)及び法人所得課税の実効税率の国際比較

未定稿

地方の一般政府支出(GDP比)が大きい国では、わが国と同水準以上の地方法人所得課税が行われている例が多い。

(単位:%)

		日本	ドイツ	カナダ	アメリカ	韓国	フランス	英国
一般政府支出 (GDP比) 2011年	国	4.0	2.2	4.1	8.3	7.5	9.7	14.5
	地方 (州を含む)	11.2	10.5	21.8	11.8	9.1	8.7	9.4
実効税率 2013年	国	26.2	15.8	15.0	32.8	22.0	34.4	23.0
	地方 (州を含む)	10.8	14.4	11.3	6.3	2.2	—	—

(出典)

- ・一般政府支出:国民経済計算確報及びOECDデータ(National Accounts)に基づき作成、
- ・実効税率:OECD Tax Database C. Corporate and capital income taxes Basic (non-targeted) corporate income tax rates

- (注) 1. 一般政府支出割合の基となる数値は、2011年(度)の各国の中央政府及び地方政府の最終消費支出及び公的資本形成の合計値。
 2. 実効税率はいずれも標準税率により、付加税を含め、また所得控除の対象となる地方税を考慮し算出。
 3. 累進課税制度を採用する国にあっては、最高税率により実効税率を算出。
 4. 日本の国の実効税率は、法人税25.5%に復興特別法人税の税率10%分を加えて算出。
 5. 米国の地方の実効税率は、各州の法人所得課税の最高税率の加重平均したもの。

現在、国においては、平成26年6月下旬に閣議決定される予定の「経済財政運営と改革の基本方針」の策定に向け、経済財政諮問会議等において、法人実効税率の引下げが検討されており、地方税財政への影響が強く懸念されている。

そもそも、地方法人課税は、企業活動と公共サービスとの間の受益と負担の関係に着目し、行政サービスを受ける法人に応分の負担を求めるものである。

地方自治体は、教育や産業振興、警察、消防のほか、道路、港湾等の社会資本の整備や維持管理など、多岐にわたる行政サービスを担っており、今後も社会保障関係費の増加や社会インフラの更新への対応等、更なる財政需要の増加は避けられない状況にある。

とりわけ、都においては、急速に進行する少子高齢化、近い将来発生が予想されている地震への備えなど、都民の安全・安心の確保に向けた喫緊の課題が山積していると同時に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を大きな推進力として、日本の成長を牽引していくことが求められている。

こうした中、地方が地域の実情に応じて事業を実施していくためには、地方の税財源を維持・拡充することが不可欠である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、法人実効税率の引下げを行う場合には、国の責任において対応し、地方税財政への影響に対しては、確実な代替財源を確保するなど、全ての地方自治体の歳入に影響を及ぼさないよう万全の対応を行うことを強く要請する。

5 外形標準課税の拡大について

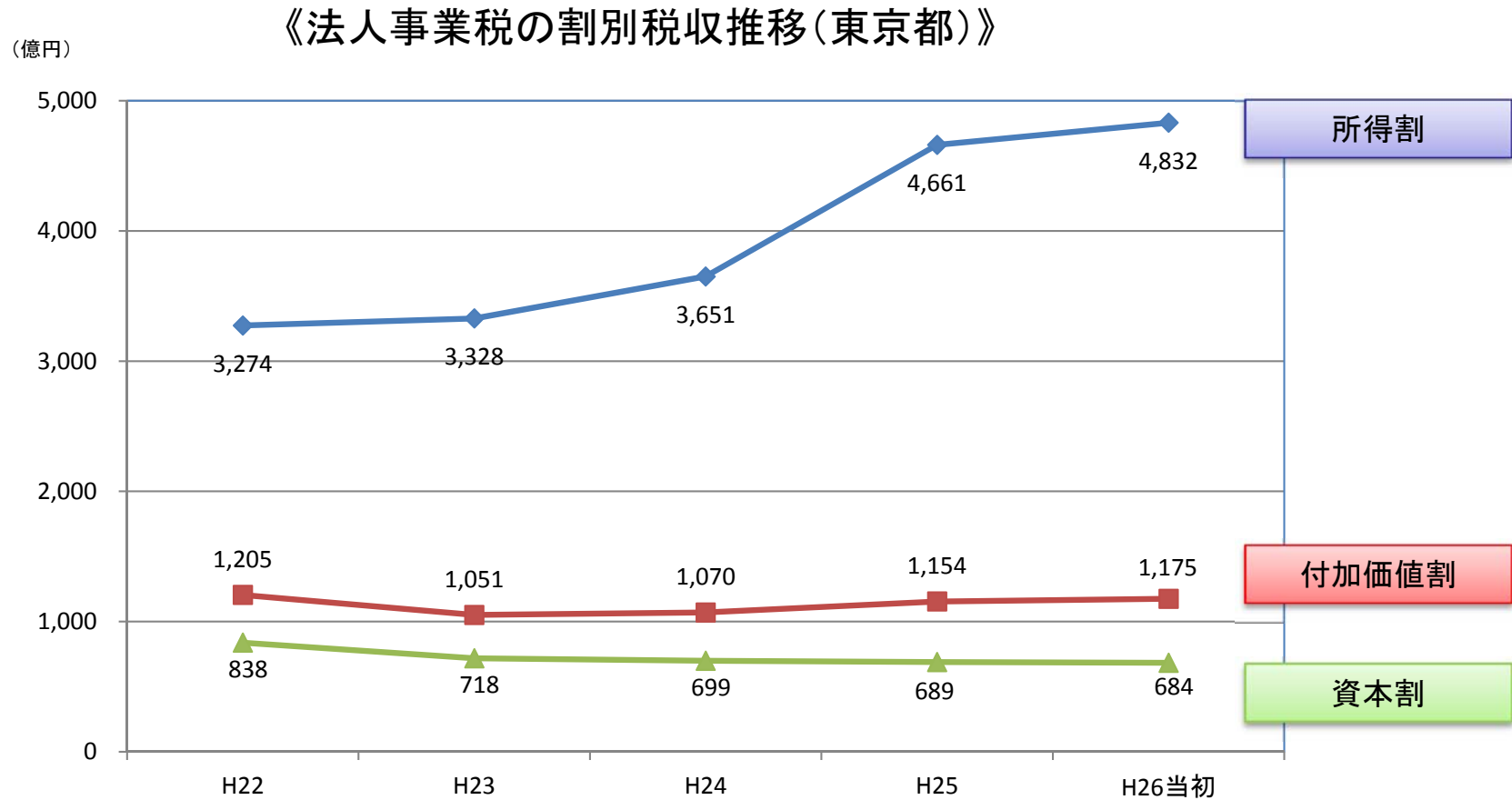
外形標準課税の拡大について

平成25年度 東京都税制調査会中間報告(平成25年11月) (p. 25)

- 法人事業税は、法人の事業活動と行政サービスとの幅広い受益関係に着目した税であるが、景気の変動を受けやすく、税収が不安定であることが指摘されている。
- 平成15年度税制改正において、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化等を目的として外形標準課税が創設された。
- 景気の影響に対して不安定な所得割と比べ、付加価値割・資本割といった外形基準は景気変動に左右されにくい。外形標準課税の導入は、税収の安定化に寄与している。
- 法人事業税については、引き続き中小法人の負担に配慮しつつ、付加価値割など外形標準課税の拡大により、税収の安定化を図り、応益税としての性格を明確にしていくことが適当である。

外形標準課税の特長

○ 外形標準課税は、景気変動に左右されにくい。



▶ 付加価値割・資本割は、法人事業税収の安定化に寄与している。

6 超過課税について

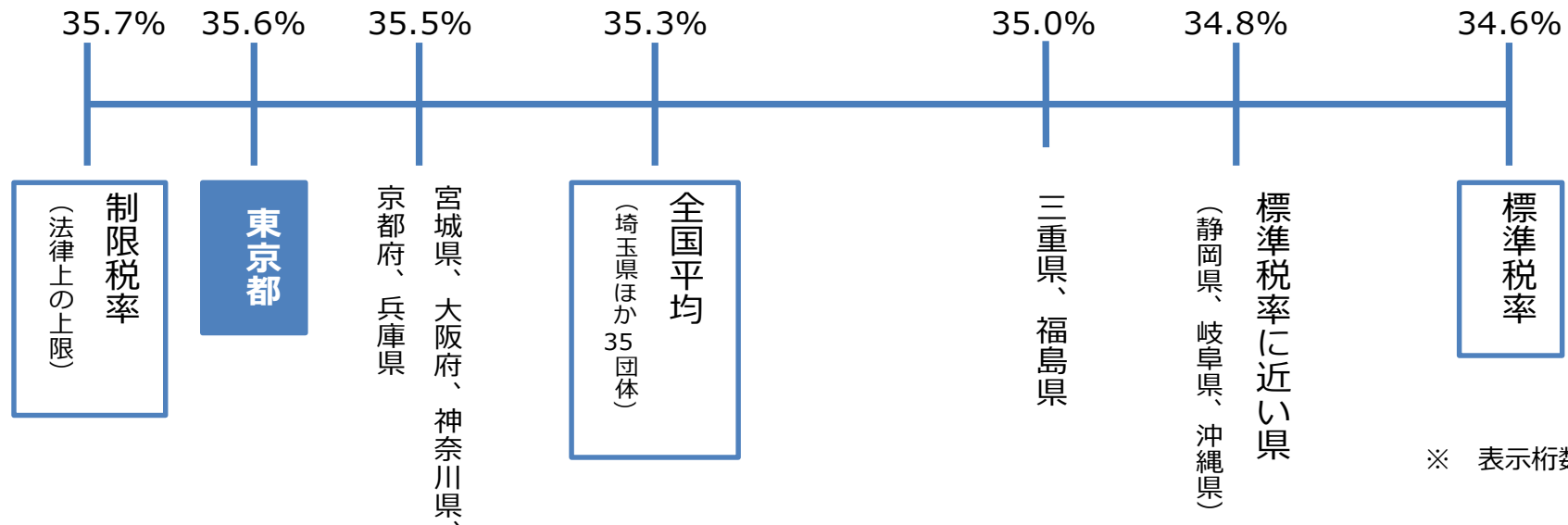
超過課税について

(参考) 地方法人課税の不合理な偏在是正措置の撤廃及び地方税財源の拡充に関する意見書(抜粋)
(平成26年9月17日 東京都議会)

平成27年度から予定される法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が行う法人二税の超過課税について、自主的な取りやめを求める動きもある。

超過課税は、憲法で保障された地方の課税自主権に基づくもので、地域の実情に応じた行政運営を行う上で必要不可欠な財源であり、地方自治体の判断が尊重されるべきものである。

《各自治体における超過課税の状況》 (各県庁所在地における実効税率)



※ 表示桁数未満の税率は切り捨て